

令和4年度あきる野市地域自立支援協議会 第2回全体会記録

- 1 日時 令和4年11月14日(月)午後2時～3時30分
- 2 会場 あきる野市役所5階503会議室
- 3 出席者 高野委員、藤間委員、加藤委員、佐藤委員、新條委員、吉村委員、小室委員、柳瀬委員、森田委員、村上委員、池田委員、森田委員、見崎委員、川久保委員
- 4 議事
 - (1) 令和3年度指定相談支援事業者事業報告について
 - (2) 令和3年度あきる野市障害福祉サービス実績報告について
 - (3) 各部会からの報告について
全体研修について
 - (4) その他
 - ①地域生活支援拠点等の整備に関する進捗状況
 - ②福祉避難所設置の検討
 - ③障がい者支援センターと障がい者基幹相談支援センターの違いについて

開会 障がい者支援課長
資料の確認
議事 進行 高野会長
(1) 令和3年度指定相談支援事業者事業報告について 事務局説明 資料に基づき説明 質疑応答 (委員) 障がい児遊びの広場「なないろ」について なないろがコロナにより令和2年4月以降利用できなくなっているが、再開を検討していただきたい。 (回答) なないろの運営に関してだが、なないろと相談の場所がドア1枚を隔てて近接していることから相談の場所としてふさわしくない、静かな環境で相談をしたいという要望が確保できないという問題がある。そのため、なないろの利用を予約制にすること等が考えられる。 (委員) なないろを別の場所で開設できないか。 (回答) 現状、現在の秋川健康会館のほか、移せる場所はない。予約制にするか、時間を区切るのか等、なないろの運用について、障がい者基幹相談支援センターと障がい者支援課とで協議し、運営方針がはっきりと分かったらお示しする。 (委員) 配付資料について、「障害者相談支援事業を利用している障害者(児)の人数」の表で年間実利用人数だけでなく、延べ人数の集計も載せたらどうか。

(回答) 表の集計についての意見は、来年度の参考にする。

(会長) コロナの影響が残っていた1年であったか。

(回答) 運用上は初年度に比べ、緩和された印象だが、相談者の中には過剰にコロナに反応される方もいるので、その関わり方の塩梅が難しい。

承認手続き 拍手多数により承認

(2) 令和3年度あきる野市障害福祉サービス実績報告について

障がい者支援課説明 資料に基づき説明

質疑応答

(委員) 市内の令和3年度障害者年金受給者の種別と等級別の受給者数を教えてほしい。

(回答) 障害者年金の受給者数は、保険年金課で把握しているので、確認後伝える。
(後日、回答済)

(委員) 発達障害や高次脳機能障害はどの手帳に該当するのかお聞きしたい。

(回答) 発達障害に関して言えば、精神障害者福祉手帳に含まれている場合がほとんどである。高次脳機能障害に関しては、主となる症状の比重により、身体症状が主であれば身体障害者手帳、精神症状が主であれば精神障害者手帳を取得することが考えられ、両方の手帳を取得することも考えられる。

(委員) あきる野市の人口が増加していない現状の中、療育手帳や精神保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあることに理由はあるか。

(回答) 障害者手帳保持者の増加については、障がいのある方の高齢化、その保護者の高齢化等から障害福祉サービスを使う人が増加しており、サービスを使うために手帳を取得している方が増えていると考えられる。

(委員) 資料を見ると、身体障害者手帳を保持している人は多いが、障害福祉サービスの利用は少なくなっている。身体障害者手帳を取得する目的としてサービスを使うこととは別に、何かあるのか。例えば、資料を見ると身体障害者手帳所持者数は令和3年度で合計2368人であるが、障がい者相談支援センターの令和3年度の年間実利用人数は29人である。身体障害者サービスの実態はどのようになっているのか。

(回答) ・身体障害者手帳保持者のサービスの利用が少ないことについては、身体障害者手帳の取得理由が障害福祉サービスの利用ではなく、補装具等の補助を得たりするためであることが考えられる。また、障がい者相談支援センターの身体障がい者の年間実利用人数が少ないことについては、障がい者相談支援センターにおいて、補装具等の具体的な手続きができないことがその理由であると考えられる。

・障害者手帳を持っていることで受けられる手当や医療費の助成がある。

(委員) 障害福祉サービスについて、市の障害福祉計画と見合わせて、伸びた方がよ

いところはあるか。計画相談の問合せが当事業所でも多くあると聞いているが、障害福祉サービスは足りているか。

(回答)・障害福祉サービスは、令和2年度から令和3年度の伸び率は10%であり、金額にして1億4千万円増加している。障害福祉サービスの利用者の人数も増加している。

・見通しであるが、グループホームは市内に増えてきており、利用者の入居も毎月10名ないし15名ずつ増えているような状況である。

・国の方針に沿う形で平成30年度、令和3年度の報酬改定の際にサービスの種類も増加している。

以上のことから、障害福祉サービスは充実していると考えている。

(委員) 令和3年度の市内の自立支援医療の取得人数は、精神保健福祉手帳の取得人数の倍近くの人数がいる。これは、自立支援医療だけで足りているということの現れか。

(回答) この件については、詳しい分析ができていない。

(委員) 聴覚障がい者当事者の団体について、市内に手話サークルはあるものの、聴覚障害当事者の団体はないが、あきる野市はどのように考えているか。

(回答) 聴覚障害当事者の団体がないことについては存じている。聴覚障害当事者からその件での要望は特段挙がっていない。

(委員) 聴覚障がい者団体がないことについて、意見を述べたい。また、教育相談所利用者の現状や課題を知ってもらいたい。

①聴覚障がい者の方の障害観について

・彼らは特有の障害観を持っている方が多い。聴覚障がい者団体を作らないというのも彼らの一つの方針である。

・手話サークルで使う手話（日本語対応手話）と日常的に聴覚障がい者が使う手話（日本手話）は異なる。

・オリンピックよりも歴史が深いこともあり、彼らはデフリンピックに誇りを持っている。

そのような彼らであるから、聴覚障がい者団体がないことに関して、彼らの方針を尊重したい。

②精神保健福祉手帳を取らざるを得ない発達障害の方の問題

・現状、精神障害者保健福祉手帳を取らざるを得ない発達障害の方の問題がある。東京都では情緒障害の通級をなくし、都内全ての公立小・中学校に特別支援教室を設置している。そのうちの一つに、自閉症・情緒障害特別支援教室があるが、この教室は診断名がADHD単体だけでは利用できない。西多摩の医師の方々には、自閉症スペクトラムとADHDを併記してもらいこの制度を利用できるように協力要請している。ところが、利用したいという

生徒が急増し課題となっている。

・都内の公立小・中学校はおよそ1, 860校あるが、自閉症・情緒障害特別支援教室を約2万人が利用している。利用する生徒が多いのは、自閉症・情緒障害特別支援教室の利用には医師の診断書が不要だからである。WISC検査で知的障害がないことが認められ、発達障害の特徴を有するプロフィールがあれば、市教育委員会の入室委員会をクリアすることでこの制度を受けられる。利用時間は小学生で週4時間程で、専任の教員が配置される。

・療育手帳の取得には田中ビネー式知能検査を受けるため、WISC検査で数値が低く出た児童であっても、田中ビネー式知能検査の数値では療育手帳が取得できない可能性がある。知的障害の制度を利用したい児童が精神障害者保健福祉手帳を取らざるを得ない場合がある、という問題がある。

以上のような、制度の間をさまようような生徒が増えている。

③発達障がい児、知的障がい児の成人後の支援について

・教育相談所の年間の相談件数の95%は発達障害のある児童である。発達障害者支援法は平成18年に施行されているが、その下の法律ができていないこともあり、その当時からの子どもたちは十分な制度の保障がないまま大人になってきている。

・全都的に特別支援学校高等部の知的障がい児の数が増えて、どこも知的障害教育部門の高等部の人数は100人超えという状況であるが、あきる野学園の卒業生は28人であり、その人数の少なさに驚いている。

・知的障害教育部門の高等部の入学について、医師の診断が必要であるが、IQが90台までは利用可能である。彼らが成人になると自立支援協議会との関わりも増えてくるだろうと思われる。

(委員) 配付資料の「難病患者の状況」についての意見

指定難病をベースに書かれているが、障害者総合支援法の下での障害福祉サービスの対象となる難病は366疾病となっている。「難病医療費等助成者数等の推移」でなく、「難病患者福祉手当」のような指標で表した方が、障害者総合支援法という意味では網羅されるのではないか。

承認手続き 拍手多数により承認

(3) 各部会からの報告について

各部会長から資料に基づき説明

質疑応答なし

全体研修について

事務局説明

11月21日(月) 15:00~17:00にzoomでヤングケアラーについて行う予定。講師は、一般社団法人ヤングケアラー協会コミュニティーマネージャー

の川原滉介氏である。

質疑応答

(委員) 現在の申込み人数はどれほどか。

(回答) 20名ほどが申し込んでいる。

(委員)・東京都自立支援協議会の動向集を作成するにあたって、当事者参加の度合いを見る項目を入れて当事者参加のインセンティブを高めている。

・あきる野市でも以前はくらす部会で当事者の声を聴く機会を設けていたが、現在はどうなっているか。

(回答) 大きな課題であると思っている。当事者が思いを話し、その声を聴く場を設ける必要がある。その声を受けて支援者が支援していくことが本来の姿である。事務局とも相談し、関係機関と連絡を取り、そのような場所を設けていきたい。

承認手続き 拍手多数により承認

(4) その他

①地域生活支援拠点等の整備に関する進捗状況

障がい者支援課説明 資料に基づき説明

質疑応答なし

②福祉避難所設置の検討

国による障がい者の福祉避難所確保のガイドラインが改訂され、事前に受け入れ対象者を調整し、人的・物的体制の整備を図ることで、要配慮者の支援を強化していくこととしている。当市には現在、福祉避難所はないが、障がい者等のための二次避難所として、秋川ふれあいセンターが指定されている。また、あきる野市と都立あきる野学園は、災害時における障がい者等の施設利用の協定を結んでいる。当市には多くの障がい者福祉サービス事業所があるが、市は、各事業所の避難者数や避難場所を把握していない。そこで各事業所の被災時の対応や被災していない場合に障がい者の避難者をどれだけ受け入れられるかの把握をするために、年内にアンケートを実施するのでご協力お願いしたい。

③障がい者支援センターと障がい者基幹相談支援センターの違いについて

(委員) 障がい者相談支援センターと障がい者基幹相談支援センターの違いを知りたい。

(回答) 令和3年度までは、あきる野市障がい者相談支援センターという名称で、いわゆるよろず相談である基本相談と障害福祉サービス利用のための計画相談を行っていた。それが令和4年度からは、計画相談は障がい者相談支援センターの名称で行い、基本相談はあきる野市障がい者基幹相談支援センターの名称で行うこととなった。障がい者基幹相談支援センターでは、地域生活支援拠点等のこと、権利擁護や虐待防止のこと等についても対応

する。

(委員) 障害者週間に合わせて宣伝のお願いと図書館にも障がい者関連の書籍を置いてほしい。

(委員) 情報公開に関する要望だが、本会議において傍聴者はいないが、障がい者福祉に興味のある市民もたくさんいるので、事前にホームページ等で公示してほしい。積極的に傍聴を呼びかけてはどうか。

(回答) 障害者週間については広報にてお知らせしているが、もう少し早めに広報に掲載することを検討していきたい。傍聴の周知に関しては、対応していく。図書館の件については、庁内でも情報収集し来年度に向けて検討していく。

閉会 障がい者支援課長

第3回全体会は令和5年2月頃開催予定。